

都市・環境常任委員会

(平成24年11月29日)

諸岡 覚委員長

それでは、都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

部長のご挨拶を省略させていただきますして、ちゃっちゃと進めていきたいと思えます。

議案第125号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

諸岡 覚委員長

議案第125号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、説明をいただきますが、説明につきましては、前回の協議会におきまして事前にじっくりとご説明をいただき、そしてまた、質疑もさせていただいておりますので、本日のところは簡便な説明にさせていただきますようお願いいたします。では、ご説明願います。

中村建築指導課長

建築指導課、中村でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、説明を申し上げます。

今回の四日市市建築基準法等関係手数料条例ということで、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づいた手数料条例の改正でございます。

前回のところと重複する部分は省略させていただきます。お手元資料1番の3番の経過ということでございますが、これにつきましては、平成24年11月27日に閣議決定され、平成24年12月4日施行というふうに決定がされております。

それから、今回の手数料でございますが、若干重複する部分もございますが、前回説明させていただきましたように、認定に係る手続については、二つのフロー、左下側に書いてございますフローに基づいて手続をさせていただきます。これに基づきまして手数料も二つの方法で決めさせていただいております。

一つが建築主、設計者等の代理者が申請をさせていただくわけでございますが、あらかじめ登録住宅性能評価機関、そういう市長が認定した機関が事前に審査を行いまして、その申請をもとに認定をする方法と、直接、申請者、設計代理者等が所管行政庁に技術審査

等も含めて申請をする場合、これが二つの方法として右側に手数料の額の案としまして書かせていただきました二つの方法になってございます。一つは、市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、それと、右側が直接申請をする場合によって値段が異なっていると。技術審査料につきましてはその分が割愛されておるということになってございます。

技術審査につきましては、民間等であらかじめ定めておりますので、民間のほうで定めるものについては定めてもらい、行政に直接来るものについてはそれと含めてということになっております。

簡単でございますが、内容については以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。前回協議会におきましての説明も含めまして、質疑に移ってまいりたいと思います。ご質疑、ございます方、挙手の上ご発言ください。

川村幸康委員

一つ、事前審査じゃなかったけど、審査したで、委員会で審議したというのは残るの、あれ。どういう扱いをするのかなと思って。聞かんでもええんやけど。

諸岡 覚委員長

あれはあくまでも委員会審査ではなくて、事前の協議会における事前の勉強会という位置づけです。

川村幸康委員

足跡を残しておくという意味でいくと、まずは、12月4日というのは前の協議会のときには決まっておったんだっけ。決まっていなかった。いつ決まったの、それは。

中村建築指導課長

11月27日、おととい、火曜日でございますが、閣議決定で決まったということです。

川村幸康委員

そうすると、例えば、それで議会に、市町村に1週間以内にやれというようなことというのは。11月27日に決まったわけやろう、12月4日にやれというのが。これ、たまたま議会が開会、きょうされておるのでええんやけど、11月29日に。されやんだ場合になると、俺はようわからんのだけど、国から地方におりてくるのはありなのかな。国がおかしいのか、どういうことなのかなと思うんですわ。全然この本題とは違うけど、手続的な期間で、11月27日に決定して、たまたま予見しておったで、みんなが、都市整備部が、説明を受けておるので我々もあれやけど、普通、常識的に考えて、11月27日に決定して……。

諸岡 覚委員長

ちょっと私のほうで補足の説明をさせていただくと、12月4日までにやれということではなくて、12月4日になったらそれが施行されますが、それまでに議決をするかどうかは各自治体に任せます、ただし、議決しなかったら手数料を自治体持ちでやってくださいねという、そういうことであって。

川村幸康委員

要は、そういうことでいくと、現実問題として、そういうのというのは今までにもあったのかな。余りなかったような気がするもんで。

諸岡 覚委員長

過去の事例について何かご記憶のある範囲で。

館都市整備部理事

これとは違いますが、よく地方税法の改正があった場合に、市の税制改正をするときに、よく3月の段階で、従来専決をさせていただいておりました。あれは、国のほうの法律が変わった、それに伴って、すぐに市の条例を変えなきゃならない。そうすると、従来は議会を開いていただくいとまがなかったので、よく専決をさせていただいておりましたけれども、たしかことしの3月は緊急議会を開いていただいたと思いますが、ああいった例もございまして、国の制度改正等に伴って市の関係する条例等々を変えなきゃならないことは多々ございます。それらを従来は専決ということが多かったわけでございますが、今は、議会中であれば議会の中、もし議会がなければ臨時議会を開いていただくようなことのお

願いをしなきゃならんと、そういった状況になっていると思います。

川村幸康委員

そんな中で、多分、サービスを受けるのは市民となると、周知の期間と、決定した期間はどういうふうになるのかな。周知も議決して決めてするわけやんか。だけど、実際にこんなことがありますよという知らせをするんやと安くなりますやんか。あるかないかは別やに。現実的な問題は置いておいても、理屈からいくと。そうすると、周知はどうするのかなと思って。聞いておきたいなと思って。

中村建築指導課長

建築指導課、中村でございます。

一応、周知につきましては、11月下旬の広報よっかいちの中で、この法律の制度が始まるという形での周知はさせていただいております。それから、ホームページにおきましても、この法律につきましては、こういう法律が施行される予定であるという形の情報提供はさせていただいております。詳しくは、当然、法律が施行になって、また改めて細かい制度等は出てくる形にはなるわけでございますけれども、事前に法律についてのご案内はさせていただいております。

川村幸康委員

そうすると、きょう議決するということをおれすると、どういう対応になるの。もうきょうからやるということ。あしたから。きょう議決するとあしたから。

館都市整備部理事

あくまで認定を開始できるのは12月4日以降でございますので、本日議決を賜りまして、我々としては準備ができると。12月4日以降、もし申請があれば、この条例に基づいて手数料を頂戴しながらきちとした審査をさせていただけると。そういった形が整うということでございます。

川村幸康委員

12月4日から広報をするということや、何らかの形で。そういうことになるのかな。俺

は余りわからんのは、これ、国が言ってきたやんか。たまたま議会が開いて、議会が認めるやんか。市民に周知する義務というのは、次の市の広報なら大分期間がありますやん。ではなくて、タイムラグなしに出さなあかんものなのか。どういうことになるの、周知という意味では。普通は、あらかじめ前もって長い期間があって、そういう段取りもできて、始まると同時に周知できることってできていますやん、時間の余裕があって。こんなのはありませんやろう。

館都市整備部理事

一応法律は9月の段階で通ってございますので、こういった制度ができるということは、当然、業界も通じて、多分これは皆さん、特に業界のほうはご存じなのかなと。結局は3カ月以内でそれが施行されるということも規定されておりますので、それが結果的には本当に3カ月、12月4日ということになったわけでございますけれども、そのあたりは国のほうの義務もあるのかなと。この制度が全国的な制度でございますので。したがって、省令とか認定基準とかいったもののパブリックコメントも、今回10月、11月でされてきておりますので、ある程度周知はされていくのかなと。

市としましては、そういった国の制度ができるということは、今、建築指導課長が申しましたように、制度ができますよということは広報で周知させていただいたわけですが、あとは、この条例に基づいた手数料が幾らになるのかということは、本日ご議決を賜ればそれは決定いたすわけでございますので、それについては、即時にということであれば、ホームページ上に決定した手数料は四日市はこうですよということは載せられると思いますし、あと、今後、何らかの形でいくのかなと。この辺は、通常の手数料を決めたときにも、こういったことをやっていくか、まだ定かではございませんけれども、まずはホームページ上にそういった条例の決定事項を載せることはできるのではないかなと、そういうふうに思います。

川村幸康委員

リアルタイムとは言わんけど、少しはスピード感も要るのかなと思うよ、私の感覚からいくとな。国がこんなことを言ったでこうですという話と違って、きょう議決するように行政側も主張してきたわけやでな、我々に。11月定例会議会初日に。それはある程度伝えるべきかなと。これも意見やな。

諸岡 覚委員長

何かの機会にまた国と話をすることがあれば、地方の現状というものをちゃんと伝えていただいて、余り無体なことはせんでおいてほしいということはまたお伝えいただいてほしいなということをおのほうからもお願いをいたします。

他にございますでしょうか。

三平一良委員

認定手続をする市長が定める機関というのをもう少し詳しく説明して。

中村建築指導課長

この市長が定める機関といいますのが、一般に言う建築確認申請、今、民間で建築確認等の制度ができるようになっております。そういうところでは、省エネルギーとか、それから、品確法と申します、住宅の品質確保の促進等に関する法律がございます。そういう制度の認定を受けておるところは、こういう技術審査を事前にする。今回の認定に係る技術審査と申しますのは、例えば外壁の断熱材の使用によって断熱効率、それに基づいて省エネルギーの住宅になるということですので、技術的な細かい建築技術上のチェック、そういうものが必要になりますので、わかりやすく言えば、建築確認とか、そういうところが認定の機関になっておるところでございます。

三平一良委員

だから、技術審査をできるところと言うんだけど、何かの資格があってできるのか。そういうところ。

諸岡 覚委員長

どういう資格を持っている業者さんがそれに該当するのかということをもう少し具体的にご説明ください。

三平一良委員

それが四日市に何社くらいあるのか教えてください。

諸岡 覚委員長

無資格でもできるのか、例えば何級建築士以上じゃないとだめとか、そういうところの説明を。

中村建築指導課長

今回の認定につきましては、住宅以外に非住宅と申しまして、ビルとか店舗とか、そういうものもできるわけですが、それにつきましては、この法律の中で、いわゆる省エネ法というもののの中に登録建築物調査機関という登録がございまして、それを持っておる機関という形になってございます。

ちなみに、今、中部管内では、ちょっと……。

川村幸康委員

1級建築士とか土木技師とか……。

三平一良委員

それとは違うのやな。

中村建築指導課長

そういうものではなくて、性能評価をするために、建築技術士がそういう機関に登録されておって、その会社自体が登録を受ける。そこが認定をできるという形になってございます。

秋葉都市整備部理事

理事の秋葉でございます。

補足させていただきますけど、性能評価機関なんですけど、国が指定する機関、それと、県単位という形で指定する機関がございまして。それで、指定された機関でもって、この低炭素建築物のほうの技術審査を行えるというところでございます。

ちなみに、市内では1社、これも民間の確認検査機関を行っているところですけども、市内では1社でございます。ちょっと業者さん名は控えさせていただきますけれども、1社

ございます。

諸岡 覚委員長

ちょっとわからなかった。今のご説明は、国の定めた検査機関がそういうのがあるということだったけれども、法令では、市長の定めた検査機関ということなんですよね。そうすると、その差というのはどうなるんですか。

館都市整備部理事

そういった性能評価できる機関は、国、県が定めてあるわけですが、改めて、今回、それらに対して市がそういうところが今回の低炭素建築物も評価できるという指定を改めていたします。

諸岡 覚委員長

その中から選んで市長が指定をする。

館都市整備部理事

全てになりますけど。

諸岡 覚委員長

よろしいですか、三平委員。

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

今言った1社しかないということなんやけど。

「市内に」と呼ぶ者あり。

川村幸康委員

市内に1社、数、少ないやろう。

秋葉都市整備部理事

三重県を業務区間とするところがありまして、そこは14機関ございます。ですから、全国的にやっている機関、それと、中部管内だけの機関という形のところがございます。

川村幸康委員

例えば21万円が13万円になるわけやわな、通ると、例えばお金が。5000円が3000円になるんやろう、そういう機関でそれをしてもらおうと。違うの。俺の見方、合うておる、表の見方。

秋葉都市整備部理事

この表の見方ですけれども、そういう技術審査からしますと、例えば一戸建ての住宅ですと、3万6800円かかりますよと。それを市のほうへ出ますと。技術審査を指定の機関で受けた場合、指定機関のほうは幾ら金額を査定するか、選定するかはちょっとわかりませんが、そういう民間で受けてきた性能評価をされて、それを認定という形で市へ申請する場合は5000円という。ですから、3万1800円の差が出ますと。ただ、この3万1800円は民間のほうで差額分を3万1800円と置かれるのか、もう少し安くするのか高くするのかは、それは各民間のほうでの金額設定になろうかと思えます。

諸岡 覚委員長

だから、イメージとしては、自分で持ち込んで車検を受けるのと、民間の指定工場に出して車検を受けるのとの違いみたいなイメージですよ。ざくっとしたイメージで。

川村幸康委員

ごめんな。俺は、例えば市長が定める機関の事前審査を受けて申請する場合、5000円が低炭素住宅の何かだと3000円になると違うの。それは違うの。この変更の3000円は何なの。

諸岡 覚委員長

もう一回説明を願います。

中村建築指導課長

ちょっとわかりにくい表で申しわけございません。

括弧書きは変更する場合、要するに、認定を受けた後に内容が変わるということで、変更する場合には改めて3000円要りますよという形です。あくまで、一番最初に申請していただく場合は5000円ということでございます。直接申請の場合は3万6800円というのは、当然、技術審査を民間で受けておりますので、値段が違うということでございます。この3000円というのはあくまで変更でございます。

川村幸康委員

私の家がこの技術認定をしてもらおうと思ったら、3000円を出せばいいのか、変更やで。そういう意味と違うの。どういう変更や、意味がわからん。

中村建築指導課長

まず、申請をしていただく場合は、建築主、大体、設計者が……。

川村幸康委員

一戸建ての一番上の表で説明してくれ。よう聞くとわからん。俺、頭よくないで。

中村建築指導課長

変更の場合は、1回認定を受けます。認定を受けたものの内容が変わってきたと。要するに、1回認定を受けたけど、途中で内容が変わってきたということがあると、再度、変更認定をしていただく必要がある。

諸岡 覚委員長

要するに修正申告みたいなものか。

中村建築指導課長

そうです。その場合には改めてということですよ。

川村幸康委員

初め5000円で、変更するともう3000円、8000円要るとのことや。そういうことやね。俺は安くなるのかなと思ったやん。思わへん。普通の認定が、受けると変更で3000円に安くなると思っておった。違うんやな。これは不親切やに。

もう一個。今出しておるやん。認定を受けさせてくれといたらどないなるの。

中村建築指導課長

今というのは。

川村幸康委員

今、書類だけ行っておるやつ、あるやん。そんな人らにはどうやって周知してあるの。こんな制度がないやん、今。出てきておる人、おるやん。こういう確認申請が出てきておる人、こんなのできましたよとかいうのは、出てきておるのでわかるから、そこぐらいはサービスしてやるのか。それは知らん、お前らが悪いという話の世界なのか。どうするのかなと思って。今、出てきておるやつ。預かっているやつ。

諸岡 覚委員長

建築確認、例えばきょう付で、今の時間に建築確認を持ってくる人もいらっしゃいますよね。そういう人らに対してはこういうのを教えてあげているのかどうかということです。こういう制度ができるよということ、12月4日から。

例えばの話、きょう、建築確認を出してきて、通ったら着工していくという人がいらっしゃいますよね。今、家を建てようとしていて。この制度を知っておったら、もうあと50万円なり出してこれに合致するように建築設計を変えたのにと人がいるじゃないかという、そういうことだと思っんですけども、そういうお知らせはしていますかということです。お願いします。

中村建築指導課長

一応、当然、今、確認を出されて、法の施行はあくまで12月4日ですので、12月4日にならないと当然認定等は受け付けができないわけですが、今、工事の着工をしなければ、その認定を受けることは可能となっております。ですので、例えば、今、確認が出ておる物件で、そういう制度をとりたいたいということになりますと、工事を一旦着工せず

に、4日過ぎてから認定を受けた上で、認定がおりた段階で着工すれば、それは可能となります。

諸岡 覚委員長

それは制度としてそうなんだけど、それをちゃんとお知らせしてあげてますかということですか。

中村建築指導課長

個々の形でのお知らせというのは、済みません、やっておりません。ただ、ホームページ等ではこの制度のものについては、12月4日から始まるということで載せさせていただいておりまして、広報よっかいちでも11月下旬号ですが、一応、載せさせていただいております。

川村幸康委員

広報よっかいちに載せてもらうのは悪いことじゃないけど、そう周知として徹底できへんで、建築確認に来た人に指導するぐらいのことは庁内での申し合わせ事項でできやんのかなと思っておる。何でかという、勘定すると、400万円、10年間で減税されるんやで、これに合うようにのぐらいの金を余分にかけても、所得税を減税されて電気代が安くなれば得という考え方は多分みんな持つはずやで、これ、教えてもろうたら。400万円やと10年やで年間40万円やけど、初期投資に例えば200万円か300万円したとしても、電気代とあれが安くなるとどうペイするかなぐらいは多分勘定するはずやで、そこはやっぱり、できるなら。これは結構使うのかなと俺は思うで、今の時代やでな。

行政のほうは低炭素住宅を促進しようとするなら、積極的にこれを教えてやるとインセンティブになるでな。これからやってもらうとこんなのがありますよというのは。そこは逆に言うと、国から言われて法律をつくるのと違って、四日市の市民がそれで家を建ててくれたら四日市もいいわけやで、そういうことでやるやり方を少し、担当の窓口を持っておるわけやで、そんなにえらいことと思わんで、言うたるぐらい。例えば確認、必ず市に来るわけやで、確認を。そのときにそういう指導をしてやってほしいなど。これは意見ですわ。

三平一良委員

直接申請をする場合、値段が高いということは、事務量がふえるということやわな。これをこなせる人は何人おるの。

諸岡 覚委員長

確認しに行ける人ですね。

中村建築指導課長

今、この低炭素建築物につきまして、人員要求という形ではしておりません。ですけれども、今、建築確認申請の中で、それにかわる省エネ法とかいう形の審査もやっておりますので、その担当の中でやっていくつもりでございます。一応審査としましては、今、5名で審査をやっておりますので、その中で申請、受け付け等をやるつもりでございます。

三平一良委員

そうすると、今の方でこなすということは、ふえるということやわな事務量は。今まで認定に要した日数が今までよりも長くなるということや。そういうことや。

中村建築指導課長

申請等がおくれないように努力させていただきますので、その範囲でよろしく願いいたします。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

対象建築物は市街化区域内に限られておるんですが、これは国の法律で決められておるのか、市の考えなのか。

中村建築指導課長

これにつきましては、国の法律の中ではっきりうたわれておりまして、あくまで市街化

区域内という形になってございます。

伊藤嗣也委員

あと、1から8まであるんですけど、これら、実際には検証というのは後からされるんですか。それとも、最初の申請のときだけになっちゃうんですか。

諸岡 覚委員長

設計図面だけで見るとか、本当に現場確認するのということですね。

伊藤嗣也委員

どこがするのか、それを。

中村建築指導課長

これにつきましては、まず、技術審査のときに、その項目に合っているかどうかの申請をします。ですので、あくまで書面での審査という形になってございます。

諸岡 覚委員長

現場は見ないということですね。

中村建築指導課長

現場の完了検査等については規定はございませんので、今のところありません。

諸岡 覚委員長

そうすると、ごめんなさい、ちょっと変な質問なんですけれども、家をリフォームしましたって書類を出したら通っていくわけ。現場を見られることはないので、別に断熱しなくても、断熱ガラスを入れましたって書類だけ書いて出してしまえば。書類だけ見るということは、現場は見ないんですか。

中村建築指導課長

今、制度としては、これも性善説と言うとあれですけども、あくまで書類を出して認

定を受けるとい形になってございますので、今、完了検査でこれを逐次チェックするという形にはなってございません。

伊藤嗣也委員

例えば1から8の中で、その上に一戸建てのイメージ図がありますよね。これ、断熱材100mmを入れるようになっていきますよね。これは工事中しかわからないわけですよ。これを仮に50mmを入れられても、後でわからないですよ。だから、施工中に写真とか検証しないと、当然、これ、お金に影響してくる部分ですので、何の担保もとれない。後から壁をめくらなあかんようになってしまうんですよ、もし万が一。それで本当に市としてよろしいんですか。

中村建築指導課長

ただ、この住宅等につきましては、この法律ではないわけですが、住宅の場合は瑕疵担保保険というのが今、義務づけされてございます。ですので、構造的な面とか、そういうものについては、当然、その中で見ていく部分がございます。

ただ、今回のこの認定制度がそのままチェックできるかということ、それはまた別の話ではございますが、あくまでそういう瑕疵担保とか完了検査のときにおいて、そのあたりのチェックをしていくという形になっておるものでございます。

伊藤嗣也委員

市長が認定した機関で認定するとか、いろいろあるわけですね。結局、どこかの工事屋さんといいますか、建築屋さんが建てるわけですよ。当然、そこはこういう機器とか材料をいろいろ買いますよね。少なくとも、そういう証明を添付させる、後から持ってこさせる。そんなのも全く視野に入っていないということではよろしいですか。本当にもう最初の書面のみで、後のことは全く市は考えていないということ。それだけ最後に教えてください。

中村建築指導課長

一応、現場の検査という形はとらないわけですが、これは市で任意の書式として定める予定はしておるわけですが、完了報告書というもののの中に、内部の材料

確認、照合結果、そういうものを確認したというものの形の報告は添付していただくような形では考えてございます。ですので、設計者において、そのものの確認をするという形のものを報告として、これは法律じゃなしに任意という形で、今、書式で決めております。市の細則で決める予定でございますが、完了報告の中で確認した者の名前をつけて、印鑑を押して、内容、いわゆるエネルギー等のかかる性能、そういうものの材料等を書いたものを報告していただくというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

そうすると、任意で市として完了報告書をこれからフォームをつくっていくということですね。例えば、今、伊藤嗣也委員が指摘したように、現場の本当に例えば100mmの何かを使ったりとか、それがわかるような写真も添付するということも市の判断としては、そういうフォームはつくれるということですか。つくるかどうかは別にして、可能性の問題として。

中村建築指導課長

確かに現場での厚みとかいう形になりますと、ちょっと現実、そこまでは考えてはいないわけですが、あくまで細則で定めるということになりますと、当然、完了報告という形で出していただくわけですので、それなりの重みというものはあるのかなというふうに考えております。

伊藤嗣也委員

話を聞けば聞くほど、市が報告書を今からつくられるんですね。ですから、市民の方に平等といいますか、わかりやすくするためにも、きちっとした報告書に、写真であったり、購入したもののコピーであったり、やっぱり要ると思うんですよ、私は。じゃないと、この制度が本当に生かされない心配があるので、前向きに検討していただきたいということで、要望で終わらせてもらいます。

諸岡 覚委員長

という要望がございましたので、また念頭に入れていただきますようお願いいたします。

杉浦 貴委員

ちょっと今の絡んでですけど、もとは国がつくった制度なので、その制度に従ってやれば今みたいな話になるんやろうけれども、本当に今、皆さんが心配している部分というのは、これ、400万円、優遇措置があって、そういう措置を集めてやろうと思ったら幾らでもできるように見えるので、制度的な欠陥があるのではないかという感じがするので、4日から実施していくにしても、国との間でチェック体制をどのようにするかというようなことについて話をしてもらって改善していかないと、放ったらかしにしておいて、そういうことが起こって、いやいや、しょうがないんですわと。あのとき、指摘があったよねというようなことでは僕はだめやと思うので、どんな方法があるか知らんけれども……。

川村幸康委員

そうやけど、どこかで言うておかんと。

杉浦 貴委員

そうそう。だから、チェックをどうやって入れるかという話は、例えば国がないので市で別途に何か方法を考えてやるか、国にやってその制度を少し変えてもらって、チェックが入るようにするか。今、うちを建てる場合は、一切何も見ないの。これ以外でうちを建てるのに建築確認を出してきて、一般のうちであっても、工場みたいなものであっても、一切何も見ないわけ、今。そんなことではないと思うんやけど。

中村建築指導課長

今、例の姉齒事件以降、住宅につきましては瑕疵担保保険というのが義務づけされました。その保険に入る場合に、保険に入ったときにチェックが、途中の検査をするようには制度としてはなっております。

杉浦 貴委員

ちょっと今はどうなっておるか知らんけど、昔は住宅金融公庫、あれだと中間の資金が出たりするときに、実際見に行ったり、終わっても見に行ったりなんかして、金を出しているというような。それが正しいやり方やと思うので、そういうやり方からすると、非常に雑なやり方みたいな気がするので、そういう保険をするのにチェックしに行くというこ

とであれば、それとタイアップするような、あわせるような形でこういったものと一緒に、法では規定されていないけれども、四日市の中で独自でやるとか、何かそういうことをぜひともすぐにでも考えてほしいなと思いました。

中村建築指導課長

この件につきましては、一応、県、それから周辺市町村とも、状況を踏まえて考えていこうかなというふうに思っておりますので、今すぐどういう形というのは、ちょっと即答はできませんけど、周辺市町村も同じように制度としてやるわけでございますので、そのあたりちょっと歩調をとって考えていきたいと思えます。

杉浦 貴委員

きょう、あすじゅうに結論を出すとか、そんなつもりはないですけども、とにかくもう実施していくので、できる限り早目に周りのところとよく相談してもらって、きちっとチェックできるような形を考えていただきたいなと思えますので、よろしくお願いします。

川村幸康委員

俺、何で聞いておるかという、単純に節水型トイレって今どこでもあるで、節水型トイレに改修と、太陽光か、エアコンを省エネのやつにするとかいうのの二つでええというんやろう。チェックもないとなると、相当な数が出てきたときにどう処理するのかなという思いがあったもので。

諸岡 覚委員長

それだけではないですよ。

川村幸康委員

違うの。

諸岡 覚委員長

この1から8まで二つというのは、あくまでオプションであって、本質的な省エネ法の省エネ基準に比べ10%削減することというのがメインで、それにプラス1から8のうち二

つということなんです。

川村幸康委員

だから、省エネ法でもとの家電の10%削減するというようなことが現実的にチェックできそうにない中で、二つこれをクリアしたら、申請してきたときに、今のチェック体制でいくと難しいのかなと思っておるわけ、俺は。出されたら多分認めていかざるを得んと思うんやわ。それが一たびぐっとハードルを下げていってしまうと、なかなか、人づてに口伝いに行くでさ、こんなの。直してあっても直してなくてもトイレを変えた、エアコンをしたといったら、それで通っていってしまうと、恐ろしい話やで、行政的に何か。

国はそこまで見てへんわけやで、フィールドのある四日市市の行政が窓口で条例を定めてやるわけやで、そうすると、そこは考えていかんと全然おかしなものができるなという気がしたもんでな。国から市に流されてきたときの考え方、方向性はわかるんやけど、実際に、建築指導課長が言うふうに、性善説やったらええけど、なかなか難しい問題があるで、そうすると、ちゃんとそれは、議会で議決を我々がしていく中で、フィールドがあるで、現場が。そんな口伝いにいったらややこしいですに、これ。

そこはもう、きょうのきょうやけれども、何か運用か内規か何かできちんと決めて。活用の促進はしていかなあかんと思うよ、嫌がらせじゃなくて。ただ、そういったところにもきちっとチェックが入るようなことだけは考えておかんと。結構、400万円って、みんな飛びつくぐらいやでな。10年で400万円って大きいに、減免してもらえるんやったら。

杉浦 貴委員

ごめんなさい、本当にちょっとつまらんことなただけけれども、市長が定める機関に見てもらうんやわな、普通の人。3000円か5000円か。これでやれば5000円になる。先ほど何か、いろいろな技術か何か、県か国かの指定のある14社があるというような話やったんやけれども、市がやれば3万6800円ということなんやけど、市のほうも市長が定める機関と同等の資格を持った人がみえてやっているという理解でいいのかな。市長が定める機関の中に自動的に市が入っているのか、その辺をちょっと。要は、きちっとした資格を持った人がいなければ市でもできないような状態になっているのだよねという確認。

中村建築指導課長

法律としては、基本的には行政で受け付けをするという形にはなるんですが、要するに、事務の効率化という意味から、こういう市長が定める機関と、いわゆる民間の確認検査と一緒に、確認も昔は行政が全てをやってあって、それが民間のほうでやるような形になっておる制度と同じような形であるわけですが、あくまで今ここで審査する内容としましては、今現在、建築確認申請というのは行政でやっておりますし、これとよく似た省エネ法という届け出がございます。これとはちょっと違うんですけれども、300㎡以上の建築物については省エネルギー法の法律がございまして、その届け出等があります。その申請等も行政側で受け付けておりますので、そういう審査も今現在やっておりますので、技術的には問題ないというふうに考えてございます。

杉浦 貴委員

ちょっとようわからん。僕の理解がちょっとあかんのかわからんけど、品確法に基づく住宅性能評価を行う機関、これが国、県が指定する資格か何かを持っている状態になっておるのかな。という理解でええのやろうか。それと同じ能力というものを当然、市は持っているんだと思うけれども、それは何によって担保されておると。建築確認の主任さんとか、やっている人、みえるよね。その人たちは、国、県が指定している資格と同じレベルにあるというか、そういう資格を持っておるという理解で市はやれるんですという、そういう理解でいいの。

中村建築指導課長

そうです。あくまで行政側においても、いろんな品確法とか講習を受けた者がおりますし、当然、建築士、技術屋がおりますので、そちらのほうで審査をしてやりますので、あくまで同等の技術は持ってございます。

杉浦 貴委員

つまらない質問でごめんやけど、それは今、建築確認をしてもらっている人、審査をしていただいている人は全てオーケーというような。何人ぐらいみえるんですか。ちょっとようわからんけど。

中村建築指導課長

建築審査のほうでこれを見るわけでございますが、5人、今、審査としてはおります。

杉浦 貴委員

忙しくなるのかな。仕事を頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

諸岡 覚委員長

他にございますか。

川村幸康委員

だから、委員会の中で審査して、結局、国の方向性は悪くないと思うんやけど、細部にわたるところの決め事だけは委員会としてしっかり詰めておいてくださいということになると思うんですよ。

諸岡 覚委員長

今、伊藤嗣也委員が聞かれた部分からちょっと広がっていきましてけれども、やっぱり法律自体が余りにもざるといふか、ざるといふ言い方は失礼なんでしょうけれども、ちょっと甘い部分があるのかなというのは審議の中で見えてきたように感じます。

ただ、これは国が決めた法律ですので、それには従っていかねばいけませんので、それをどうこう言うわけではないんですが、委員会としましては、こういったいろんな余りよくないケースも想定されるであろうということですので、行政に対してそういった部分にしっかりと目を向けて、この運用に当たっていただきたいということを申し添えさせていただきます。

川村幸康委員

だから、運用基準を後で示してよ。それでええわ、もう。今出せといっても無理やろうで。何か運用基準を。今のところ、建築確認も新築はしておるけど、増改築ってなかなか現場立ち会いできてへんやん。だから、これ、増改築も含めてなんやで……。

諸岡 覚委員長

運用のルールができた段階でまたペーパーでいただくのと、年度末3月ぐらいに、また、

一回、これの運用がどれぐらい申請があるのかとか、そういった報告もまた2月定例会議においていただきますようお願いをいたします。

伊藤嗣也委員

報告書案もつくられるということで、それも。

諸岡 覚委員長

何が。

伊藤嗣也委員

報告書案。後で、今、検討されてつくられるってきょう伺ったと思うんですけど。

諸岡 覚委員長

完了報告ですね。

伊藤嗣也委員

完了報告、そのの。

諸岡 覚委員長

そのフォームですね。

じゃ、それ、お願いいたします。

他にご質疑ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

では、質疑を終結し、念のために聞いておきます。討論はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

では、採決に移ります。

議案第125号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正につきまして、本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第125号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

以上をもちまして、都市・環境常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

11:31閉議